

佐賀県選挙管理委員会告示第19号

選挙運動及び政治活動取扱規程（昭和30年佐賀県選挙管理委員会告示第108号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月4日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（掲示場の管理）</p> <p>第17条の5 市町委員会は、<u>令第92条第1項及び第9項の規定により選挙長から公職の候補者の辞退等のあった旨の通知を受けたときは、速やかに当該公職の候補者に係るポスターを撤去しなければならない。</u></p> <p>（掲載の申請）</p> <p>第56条 公職の候補者（衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者を除く。以下この章において同じ。）が法第168条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第21号様式の申請書に、<u>県委員会の交付する別記第21号様式の2の選挙公報掲載文原稿用紙に記載した掲載文正副2通及び手札型の上半身を最近撮影した鮮明な写真（裏面に候補者の氏名及びその所属する政党その他の政治団体の名称並びに選挙区を記載すること。）2葉を添えてしなければならない。</u></p> <p>2 掲載文を写真植字の方法により作成した場合は、<u>これを選挙公報掲載文原稿用紙にちょう付して申請することができる。</u></p>	<p>（掲示場の管理）</p> <p>第17条の5 市町委員会は、<u>令第92条第1項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定により選挙長から公職の候補者の辞退等のあった旨の通知を受けたときは、速やかに当該公職の候補者に係るポスターを撤去しなければならない。</u></p> <p>（掲載の申請）</p> <p>第56条 公職の候補者（衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者を除く。以下この章において同じ。）が法第168条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第21号様式の申請書に、<u>県委員会の交付する別記第21号様式の2の選挙公報掲載文原稿用紙（県委員会の交付する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を記録した記録媒体を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文正副2式及び手札型の上半身を最近撮影した鮮明な写真（裏面に候補者の氏名及びその所属する政党その他の政治団体の名称並びに選挙区を記載すること。）又はその電磁的記録を記録した電子媒体（表面に候補者の氏名及びその所属する政党その他の政治団体の名称並びに選挙区を記載すること。）2式を添えてしなければならない。</u></p> <p>2 掲載文を写真植字の方法又は電磁的記録により作成した場合は、<u>写真を原稿用紙にちょう付し、又は記録して申請することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(掲載文字等の制限)</p> <p>第57条 掲載文は、<u>黒色の色素により記載しなければならず、前条の規定により掲載することができる写真を除き、色の濃淡があつてはならない。</u></p> <p>2 氏名欄には、公職の候補者の氏名(令第88条第8項の規定により通称の認定を受けた場合(同条第9項及び令第89条第5項において準用する場合を含む。))は、当該通称)を縦書きで記載しなければならない。</p> <p>3 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、アルファベットその他の文字並びに符号、線及び傍点並びに図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を使用して記載しなければならない。ただし、氏名欄には、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、アルファベットその他の文字以外のものは、使用することができない。</p> <p>4 略</p> <p>(図画等の面積制限)</p> <p>第57条の2 掲載文に<u>図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合</u>においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、公職の候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。この場合において、写真欄及び氏名欄に係る面積は、掲載文を記載することができる面積に算入しない。</p> <p>(掲載文の訂正)</p> <p>第59条 県委員会は、第56条から前条までの規定に違反して掲載文の申請があつた場合又はペン等で記載した文字等が著しく小さい場合その他第63条の規定により印刷した場合において、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、公職の候補者に</p>	<p>できる。</p> <p>(掲載文字等の制限)</p> <p>第57条 掲載文は、<u>無彩色で記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>2 氏名欄には、公職の候補者の氏名(令第88条第8項の規定により通称の認定を受けた場合(同条第9項及び令第89条第5項において準用する場合を含む。))は、当該通称)を縦書きで記載し、<u>又は記録</u>しなければならない。</p> <p>3 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、アルファベットその他の文字並びに符号、線及び傍点並びに図画、図表、イラストレーション及びこれらの類(以下「<u>図画等</u>」という。)を使用して記載し、<u>又は記録</u>しなければならない。ただし、氏名欄には、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、アルファベットその他の文字以外のものは、使用することができない。</p> <p>4 略</p> <p>(図画等の面積制限)</p> <p>第57条の2 掲載文に<u>図画等を記載し、又は記録しようとする場合</u>においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、公職の候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、<u>又は記録</u>することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。この場合において、写真欄及び氏名欄に係る面積は、掲載文を記載し、<u>又は記録</u>することができる面積に算入しない。</p> <p>(掲載文の訂正)</p> <p>第59条 県委員会は、第56条から前条までの規定に違反して掲載文の申請があつた場合又はペン等で記載した文字等が著しく小さい場合その他印刷した場合において、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、公職の候補者に対し、当該文字の記</p>

改正前	改正後
<p>対し、当該文字の記載の訂正を求めることができる。</p> <p>2 略 (掲載文等の修正等)</p> <p>第60条 公職の候補者は、掲載文を修正しようとするときは、新たに記載し直した掲載文を添えて、写真を取り換えようとするときは新たな写真を添えて、又は法第168条第1項の規定による申請を撤回しようとする場合は、別記第22号様式の申請書をそれぞれ県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略 (製版)</p> <p>第63条 <u>選挙公報は、第56条の規定により公職の候補者から提出された掲載文を写真製版により印刷して作成するものとする。ただし、特別の事情があるときは、活字製版により印刷することができる。</u></p> <p>(県議会議員選挙公報における品位の保持)</p> <p>第69条の3 県議会議員の選挙公報の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう文言を記載してはならない。</p> <p>(投票記載所等の氏名等の掲示)</p> <p>第76条 市町委員会は、法第175条第1項の規定により投票所内の投票の記載をする場所等において公職の候補者の氏名等の掲示をするとき及び同条第2項の規定により令第125条の4に規定する不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所(以下この条において「不在者投票記載所」という。)内の適当な箇所において公職の候補者の氏名等の掲示をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準じてしなければならない。</p>	<p>載又は記録の訂正を求めることができる。</p> <p>2 略 (掲載文等の修正等)</p> <p>第60条 公職の候補者は、掲載文を修正しようとするときは、新たに記載し直し、<u>又は記録し直した</u>掲載文を添えて、写真を取り換えようとするときは新たな写真又はその電磁的記録を添えて、又は法第168条第1項の規定による申請を撤回しようとする場合は、別記第22号様式の申請書をそれぞれ県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第63条 <u>削除</u></p> <p>(県議会議員選挙公報における品位の保持)</p> <p>第69条の3 県議会議員の選挙公報の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう文言又は図画等を記載し、<u>又は記録して</u>はならない。</p> <p>(投票記載所等の氏名等の掲示)</p> <p>第76条 市町委員会は、法第175条第1項の規定により投票所内の投票の記載をする場所等において公職の候補者の氏名等の掲示をするとき及び同条第2項の規定により令第125条の4に規定する不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所(以下この条において「不在者投票記載所」という。)内の適当な箇所において公職の候補者の氏名等の掲示をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準じてしなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、投票所内の適 当な箇所及び不在者投票記載所内の適当な箇所に参議院名簿届 出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示 をするとき 別記第24号様式の4</p> <p>(投票記載所等における掲示の掲載の抹消及び修正)</p> <p>第77条 市町委員会は、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比 例代表選出)議員の選挙以外の選挙に係る法第175条第1項の規定 による掲示につき、選挙の当日、<u>令第92条第1項又は第9項の通 知を当該選挙長から受けたときは、当該公職の候補者の氏名等を 抹消し、又は修正しなければならない。</u></p> <p>2・3 略 (出納責任者の選任等の届出の様式)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第183条第2項の規定による職務代行開始届出書は、次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式によらなければならない 。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、投票所内の適 当な箇所及び不在者投票記載所内の適当な箇所に参議院名簿届 出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名<u>(法第 86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候 補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に 記載されている参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人 となるべき順位)</u>の掲示をするとき 別記第24号様式の4</p> <p>(投票記載所等における掲示の掲載の抹消及び修正)</p> <p>第77条 市町委員会は、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比 例代表選出)議員の選挙以外の選挙に係る法第175条第1項の規定 による掲示につき、選挙の当日、<u>令第92条第1項(同条第11項に おいて準用する場合を含む。)</u>の通知を当該選挙長から受けたとき は、当該公職の候補者の氏名等を抹消し、又は修正しなければなら ない。</p> <p>2・3 略 (出納責任者の選任等の届出の様式)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第183条第3項の規定による職務代行開始届出書は、次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式によらなければならない 。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

第3号様式及び第3号様式の2中「平成」を削る。

第4号様式中「㊦」を削る。

第5号様式中「平成」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第5号様式の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">平成 年執行 略</p> </div> <p>備考</p> <p>1 「平成 年執行」は、「第 回」をもって代えることができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>第5号様式の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">年執行 略</p> </div> <p>備考</p> <p>1 「 年執行」は、「第 回」をもって代えることができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 選挙区名は略称を用いることができる。</p>

第5号様式の3、第6号様式の2、第7号様式、第8号様式の2から第9号様式まで、第13号様式の3から第14号様式の3まで、第17号様式及び第17号様式の2中「平成」を削る。

第18号様式中「㊦」を削る。

第19号様式及び第20号様式中「平成」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第21号様式</p> <p>略</p> <p>公職選挙法第168条第1項</p> <p>佐賀県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条の規定により選挙公報に掲載を受けたいので選挙公報掲載文原稿用紙（正副2通）及び写真2葉を添えて申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>略</p> <p>第22号様式</p> <p>略</p> <p>平成 年 月 日申請しておきました掲載文を修正（撤回）（（写真を取換）（撤回））したいので申請します。</p>	<p>第21号様式</p> <p>略</p> <p>公職選挙法第168条第1項</p> <p>佐賀県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条の規定により選挙公報に掲載を受けたいので選挙公報掲載文原稿用紙又はその電磁的記録（正副2式）及び写真又はその電磁的記録2式を添えて申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>略</p> <p>第22号様式</p> <p>略</p> <p>年 月 日申請しておりました掲載文を修正（撤回）（（写真を取換）（撤回））したいので申請します。</p>

改正前	改正後		
<p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>略 備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修正申請の場合は修正掲載文 2 通添付すること。 2 写真取換申請の場合は取換写真 2 葉添付すること。 <p>第23号様式</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成何年何月何日執行 何選挙公報 佐賀県選挙管理委員会</td> </tr> </table> <p>この会報は、候補者から選出された掲載文を写真製版を行い印刷したものです。</p> <p>略</p>	平成何年何月何日執行 何選挙公報 佐賀県選挙管理委員会	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>略 備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修正申請の場合は修正掲載文又はその電磁的記録 2 式を添付すること。 2 写真取換申請の場合は取換写真又はその電磁的記録 2 式を添付すること。 <p>第23号様式</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日執行 選挙公報 佐賀県選挙管理委員会</td> </tr> </table> <p>この会報は、候補者から選出された掲載文をそのまま印刷したものです。</p> <p>略</p>	年 月 日執行 選挙公報 佐賀県選挙管理委員会
平成何年何月何日執行 何選挙公報 佐賀県選挙管理委員会			
年 月 日執行 選挙公報 佐賀県選挙管理委員会			

第24号様式から第24号様式の3までの様式中「写真」を削る。
第24号様式の4を次のように改める。

年 月 日執行 日執行参議院比例代表選出議員選挙
 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示
 選挙管理委員会

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名		(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称
(順位)(氏名)	優先的に当選人と なるべき候補者		
(順位)(氏名)	優先的に当選人と なるべき候補者		
(順位)(氏名)	優先的に当選人と なるべき候補者		
(順位)(氏名)	優先的に当選人と なるべき候補者		
(順位)(氏名)	優先的に当選人と なるべき候補者		

備考

- 1 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 2 参議院名簿登載者(法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。)の氏名の掲載の順序は、同条第四項の規定に従い、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。
- 3 法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示をする場合においては、その他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、その他の参議院名簿登載者の氏名の次に掲載すること。
- 4 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、ふりがなを付すこと。
 なお、使用する文字の大きさは、全ての参議院名簿届出政党等について及び全ての参議院名簿登載者についてそれぞれ同一とすること。また、参議院名簿届出政党等の名称と略称についても同一の大きさの文字を使用することが望ましいこと。
- 5 各参議院名簿届出政党等の枠の縦幅は、全て同一とすること。
- 6 各参議院名簿登載者の氏名の間隔は、全て同一とすること。
- 7 略称のない参議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とすること。

第25号様式及び第25号様式の2中「平成」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第26号様式（その1） 略 1・2 略 3 異動の種別及び理由 (1)・(2) 略 (3) 死亡 <u>平成</u> 年 月 日死亡による。 4 略 上記のとおり届け出します。 <u>平成</u> 年 月 日 略 (1) <u>出納責任者何某を解任することと承諾する。</u> <u>平成</u> 年 月 日 略 (2) <u>何某は候補者何某の推薦届出者の代表者であることを証する。</u> <u>平成</u> 年 月 日 略 (備考) 1 候補者がこの届出書を提出する場合は本様式中<u>(1)及び(2)</u>は記載する必要がない。 2 推薦届出書が1人であってこの届出書を提出する場合は本様式中<u>(3)</u>は記載する必要がない。 3 推薦届出書が2人以上あってその代表者がこの<u>届手書</u>を提出するときは本様式は全部記入すること。</p>	<p>第26号様式（その1） 略 1・2 略 3 異動の種別及び理由 (1)・(2) 略 (3) 死亡 年 月 日死亡による。 4 略 上記のとおり届け出します。 年 月 日 略 _ 出納責任者何某を解任することと承諾する。 年 月 日 略 _ 何某は候補者何某の推薦届出者の代表者であることを証する。 年 月 日 略 (備考) 1 候補者がこの届出書を提出する場合は本様式中_<u>及び</u>_は記載する必要がない。 2 推薦届出書が1人であってこの届出書を提出する場合は本様式中_<u>は</u>記載する必要がない。 3 推薦届出書が2人以上あってその代表者がこの<u>届出書</u>を提出するときは本様式は全部記入すること。</p>

第26号様式（その2）、第26号様式（その3）、第26号様式の2から第27号様式の2まで及び第28号様式の2中「平成」を削る。
 第28号様式の4中「貸」を削る。

第29号様式から第32号様式まで、第32号様式の3、第32号様式の5及び第34号様式中「平成」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。